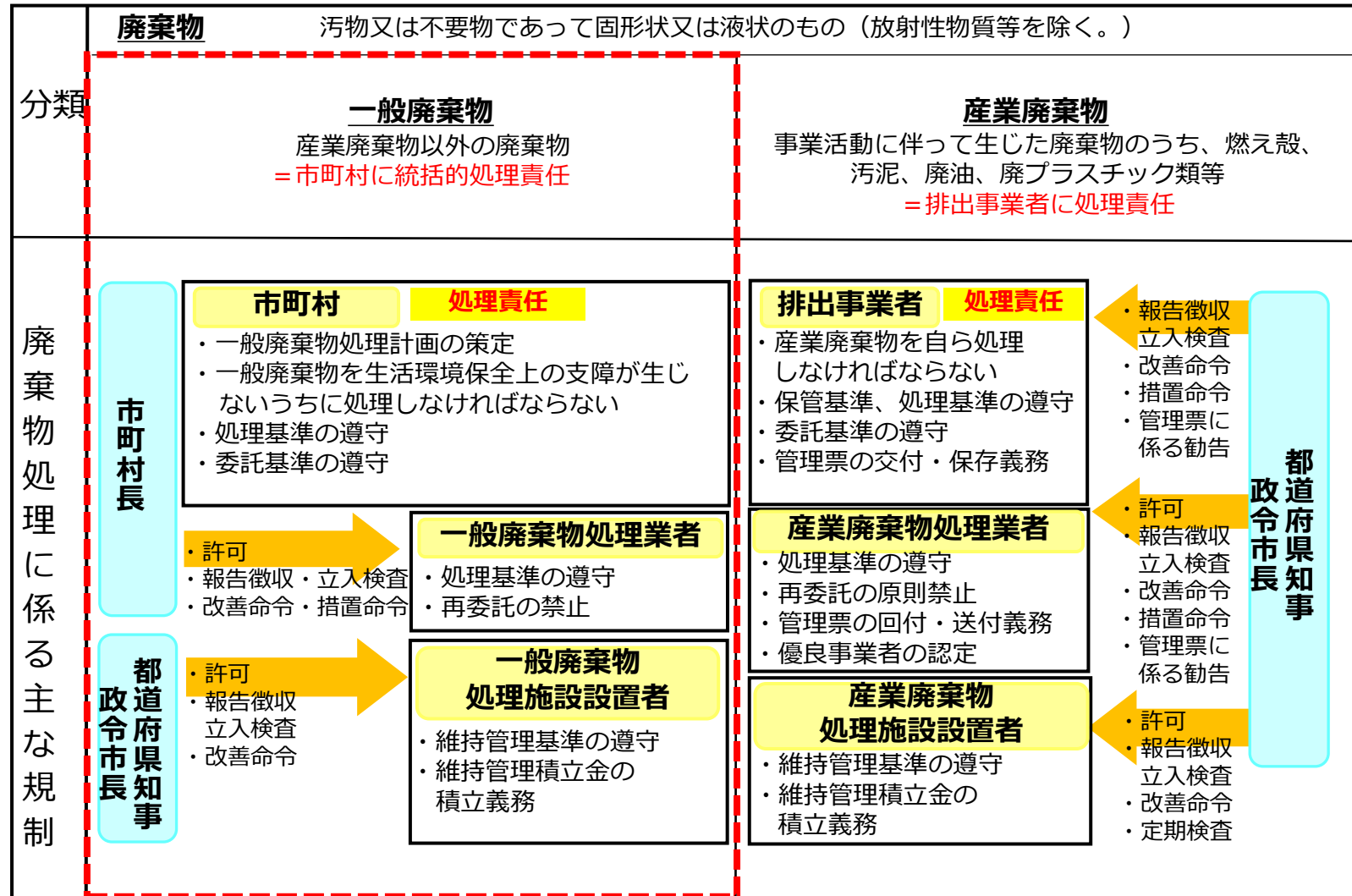

提案に関する制度の概要等について

2025年4月18日

環境省 環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の概要



災害廃棄物：自然災害に直接起因して発生する災害廃棄物について、生活環境保全上の支障等への対処の観点から市町村がその処理を行う場合、一般廃棄物として適正に処理する

災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法の特例

特例に係る経緯（平成27年法改正）

- 東日本大震災の際には、一自治体では処理しきれない膨大な量の災害廃棄物を処理する仕組みが整備されておらず、災害廃棄物処理の遅れが指摘された。
- 平時から通常規模の災害への対策を強化すべく、廃棄物処理法を改正し、災害廃棄物処理の基本原則や関係者の役割等を規定した上、手続の簡素化等の特例規定を措置。

【第9条の3の2】

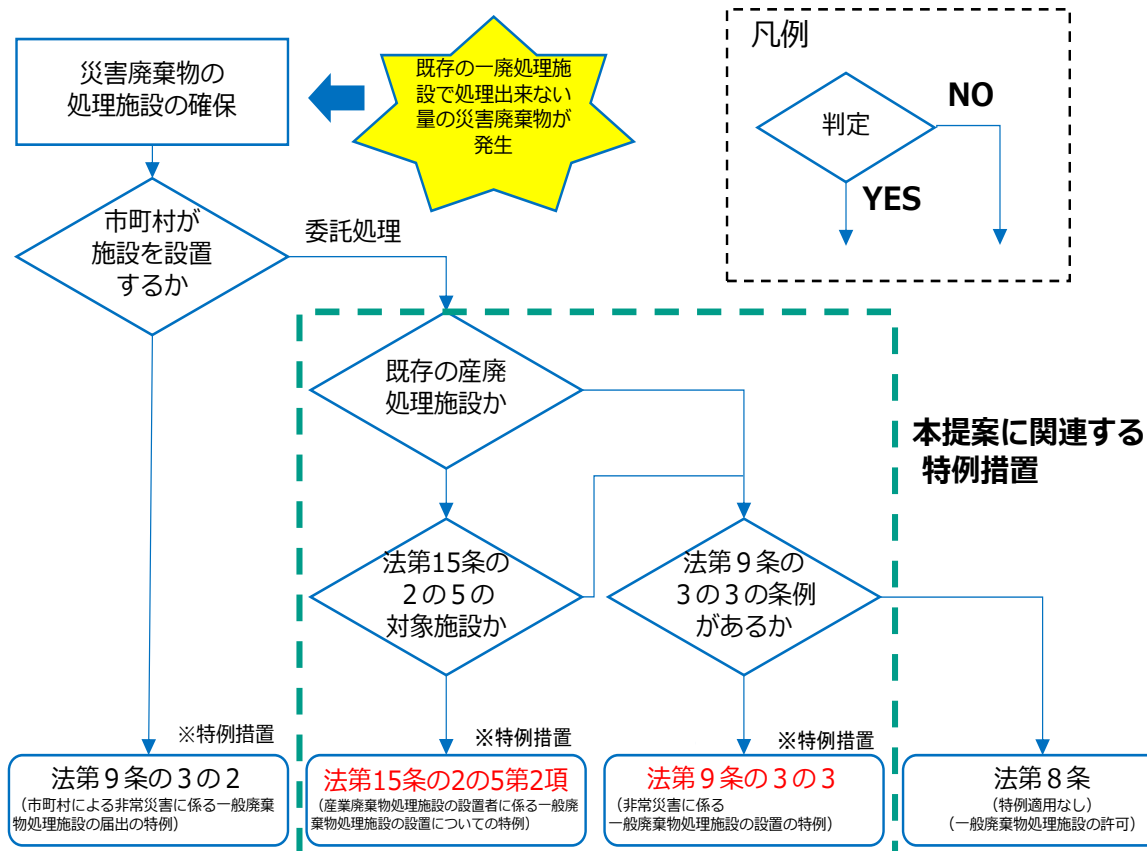
- ・災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例。
- ・通常、届出を受理してから30日間※を経過した後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置できないが、あらかじめ都道府県知事から同意を得ていた場合、法定期間を待たずに設置可能。※最終処分場を除く

【第9条の3の3】

- ・災害時に委託業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例。
- ・通常、民間事業者等による設置の場合、都道府県知事に生活環境影響調査の結果を添付した申請書を提出し、申請書等の公衆への縦覧及び意見書の提出期間が設けられた後、設置の許可がなされるが、この特例を活用した場合、平時は「許可」であることに對して、災害時は「届出」により一般廃棄物処理施設の設置が可能。
- ・この特例を活用するためには事前に条例で必要事項を定めることが必要であるが、生活環境影響調査結果の縦覧場所や縦覧期間等は平時と比較して短縮可能。

【第15条の2の5第2項】

- ・設置許可を得ている既存の産業廃棄物処理施設において同一性状の災害廃棄物を処理する場合の特例。
- ・通常、同条第1項の規定により事前の届出が必要であるが、同条第2項の特例により、災害時は事後の届出で足りる。



災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法の特例の活用状況



特例の活用状況に関するアンケート調査結果

平成27年の廃棄物処理法改正で導入された特例制度等の施行状況の点検のため、自治体を対象としたアンケート調査を実施（令和7年2月）。【調査対象：市区町村 回答率84.4%（1,470/1,741）】

廃棄物処理法第15条の2の5第2項に関する調査

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置における非常災害のために必要な応急措置に係る特例規定）

- ・ 特例規定を活用した自治体のうち、特例規定の活用にあたり「特に課題はない」という意見が7割程度。
- ・ 特例規定を活用しなかった施設が、法第15条の施設設置許可を必要とする産業廃棄物処理施設（施行令第7条に列挙）に記載のない種類の施設であり、この特例規定を活用できなかったことに課題を感じていた自治体もあった。
- ・ 特例規定に関する認識が不足している自治体が1割程度。

廃棄物処理法第9条の3の3に関する調査

（市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る特例規定）

- ・ 特例規定を活用するために必要な条例等を制定した自治体は全体の1割未満。
- ・ 条例等を制定した自治体は、他自治体の条例を参考としている。
条例等を制定しておらず、今後も制定を検討していない自治体は、「どのような内容を制定すればよいのか分からない」「条例等を制定する手続きが煩雑」という理由が多い。
- ・ 条例等の制定を検討していない自治体のうち、特例規定に関する認識が不足していた自治体が2割程度。

今般のご提案への対応

千葉県のご提案

- 災害廃棄物の処理について、産業廃棄物処分業者の全ての処理施設を活用可能とする。
- ⇒非常災害時に活用できる廃棄物処理施設・処分業者が増えることで、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が図られるとともに、産業廃棄物処分業者が持つ高度な処理を活用することで災害廃棄物の処理においても一層の資源化、減量化が行われ最終処分量の低減につなげることが可能となり、半島性の地理的特性が抱える災害時における廃棄物処理の課題解決に資することができる。

ご提案に対する回答と今後の対応の方向性

- 非常災害により生じた廃棄物は円滑かつ迅速に処理する必要があるが、その際、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保することを旨として行われなければならない、生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の重要性は、災害時であっても平時と変わることはない。
- 廃棄物処理法第15条の2の5第2項の特例の活用ができない処理施設については、同法第9条の3の3に規定する非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の活用が可能。
- 環境影響評価法に基づく環境影響評価書又は地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された環境影響調査であって廃棄物処理法に規定する生活環境影響調査の記載事項を満たしているものについては、許可申請時に添付する生活環境影響調査書として活用でき、新たに生活環境影響調査を行うことなく同法第9条の3の3の特例が活用可能であることから、貴県の条例等に基づく調査結果が活用可能か検討いただきたい。
- 環境省としては、以下の対応を行う予定。
 - ・「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例策定事例」の更新を行い、活用事例等を自治体に共有する。
 - ・同法第15条の2の5第2項の特例の活用事例等を自治体に共有するとともに、同特例が活用できない場合の事例収集及び事実確認を行い、必要な措置の検討を行う。

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての 特例に係る事後届出の特例（法第15条の2の5第2項）

特例の内容

- 平時においては、法第15条の2の5の特例により、一般廃棄物を既存の産業廃棄物処理施設において処理するときは、都道府県知事に事前の届出が必要であるところ、非常災害時には、事後の届出で足りることとするもの。

- ※被災地域外の都道府県における施設において処理しようとする場合には、不適正処理の防止の観点から、原則として、通常と同様に事前届出が望ましい
- ※本特例は、産業廃棄物処理施設の設置者であることが必要だが、同条の趣旨は**設置に関する許可手続を二重に求め生活環境影響調査等をさせることは合理的ではないとの観点等から、届出により設置することができる**としたもの

法第15条の2の5の特例
(産業廃棄物処理施設の転用)

- ・既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している場合かつ、
 - ・環境省令で定める廃棄物を処理する場合
- ⇒当該一般廃棄物を処理するにあたり、一般廃棄物処理施設設置許可を要せず、都道府県知事への届出で足りることとしている。

※産業廃棄物処理施設について、政令で定めるものについては、設置にあたり都道府県知事の許可が必要。
(15条1項)

(一般廃棄物処理施設としての)
事前の届出

(都道府県知事)
受理書の交付

(一般廃棄物処理施設としての)
使用開始

一般廃棄物処理施設としての
使用開始の30日前までに提出
(規則)

【災害の特例】 非常災害のために必要な応急措置の
場合は、処理開始後の届出で可（2項）

法第15条の2の5第2項において処理可能な施設・廃棄物種類の拡充 (令和2年廃掃法施行規則改正※) ※R2.7.16施行

従前の運用 (平成27年法改正時点)

産業廃棄物処理施設において処理可能な一般廃棄物 (災害廃棄物) については、当該施設が有する廃掃法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一種類のものに限定。

→特に、法第15条の2の5第2項の特例が活用可能な産業廃棄物処理施設の種類と、当該施設で処理可能な一般廃棄物 (災害廃棄物) の種類が省令で限定的に列挙されていた (法施行規則第12条の7の16第1項)。

- ・ 廃プラ類の破碎施設であれば、廃プラ類
- ・ 木くずの破碎施設であれば、木くず

など、特例的に処理可能な施設と一般廃棄物 (災害廃棄物) の種類を限定的に列挙



災害毎の特例省令での対応 (平成28年～)

災害により、既存の産業廃棄物処理施設で処理が必要な施設について自治体に要望を調査し、要望があった場合には、災害毎に特例省令を制定。

→法第15条の2の5第2項の特例省令の制定により、産業廃棄物安定型最終処分場が活用可能になったほか、次に掲げる中間処理施設においても一般廃棄物 (災害廃棄物) の処理が可能となった。

- ・ 汚泥の脱水・乾燥・焼却施設であれば、汚泥
- ・ 廃油の油水分離・焼却施設であれば、廃油
- ・ 廃酸又は廃アルカリの中和・焼却施設であれば、廃酸又は廃アルカリ

など、特例的に処理可能な施設と一般廃棄物 (災害廃棄物) の種類を拡大



令和2年改正省令による対応

災害毎に自治体に調査して特例省令を都度制定することなく、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する (当該産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類に限らず) 災害廃棄物を事後届出により処理ことができるよう、制度を恒久化

市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例 (法第9条の3の3)

特例の内容

- 市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた事業者が、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、都道府県知事への届出で足りることとしたもの。

特例活用に必要な手続

- 以下の事項について条例において定められていること（※）。
 - ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
 - ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
 - ③その他申請書を作成するにあたって必要な事項
 - ④利害関係者の意見の提出先及び提出期限
- 市町村が、災害廃棄物の処分を事業者に委託していること。
- 当該事業者が、都道府県知事に届出をすること。

※災害時であっても生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止への要請は平時と変わることはないため、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得していない施設は生活環境影響調査を求めている。
また、地域住民からの意見聴取の方法や期間等の具体的な手続については、**住民に身近な市町村が地域の実情に応じて適切な手続を定めるべき**ものと考えられるため、必要な条例を定めることとしている。

活用事例（熊本市）

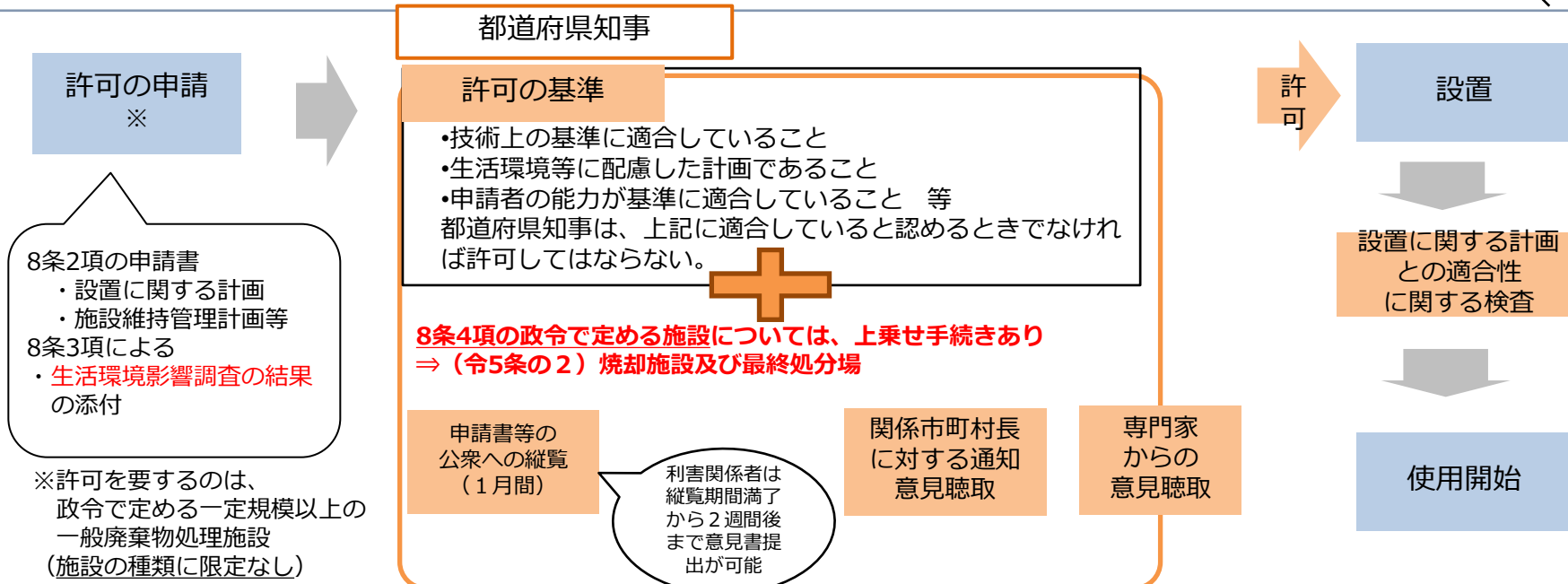
- 平成28年熊本地震の発災を受け、平成28年12月に以下のとおり条例を改正。
 - ・対象施設：焼却施設のみ。
 - ・縦覧期間：1月間。ただし、市長が特に必要と認める場合は、短縮可能。
- 平成29年1月に特例に基づく届出により、受託者が二次仮置場に移動式破碎機等を設置。迅速な設置・稼働により災害廃棄物を迅速に処理。



平時の民間事業者等による設置手続きとの比較（法第8条、法第9条の3の3）

平時の民間事業者等による設置

（法第8条）



法第9条の3の3の特例

